

令和7年11月25日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公 印 省 略)

感染症法の一部改正について（通知）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて標記通知が発出されました。

本通知は、多剤耐性緑膿菌感染症（旧称「薬剤耐性緑膿菌感染症」）につき、以下の内容の改正の周知を依頼するものです。

- ・「薬剤耐性緑膿菌」の日本語名称を「多剤耐性緑膿菌」とすること
- ・多剤耐性緑膿菌感染症の指定届出機関における届出数が減少していること等を踏まえ、**全数把握疾患（すべての医師が診断した患者を漏れなく保健所へ届出する）**とすること
- ・届出のために必要な検査所見を変更すること
- ・届出は診断後7日以内に行わなければならないこと
- ・届出様式（全数）として、様式5-25を新設すること
- ・届出様式（基幹定点）の6-6（3）を削除すること
- ・**令和8年4月6日から適用する**

なお、詳細は別添新旧対照表「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【担当】大阪府医師会地域医療課

TEL：06-6763-7012